

《論文》

神聖ローマ皇帝カール5世の大使ルイ・ド・フランドルの役割と
外交能力：カンブレ平和条約条項履行に関する任務を中心に

加来 奈奈

要約

1520年代、イタリア戦争や宗教改革、オスマン帝国の侵攻などヨーロッパが重要な局面を迎える中、プラート領主ルイ・ド・フランドルは神聖ローマ皇帝カール5世の大使としてヨーロッパ各地に派遣された。本論文では、1529年締結のカンブレ平和条約の条項実現における大使としての任務を中心に、別の大使フィリップ・ド・ラレンらの書簡を通じた他者の視点やハプスブルク君主国のネットワークの視点から、ルイ・ド・フランドルの役割や能力について検討した。彼は、冷静に状況を判断し、着実に外交交渉を進める手腕を持っていた。加えて、ネーデルラント、スペイン、神聖ローマ帝国、イタリア半島などに関してハプスブルク家の抱えるあらゆる問題を把握し、ハプスブルク家の君主やその大使から信頼を得ていた。条項実現におけるフランスでの任務では、ネーデルラントからの使節と、スペインでフランス王子解放を準備する者たちの双方と協力できる立場にあり、条項実現の大きなゴールである王子解放を導いた立役者の一人であった。こうした点から、ルイ・ド・フランドルは、当時のハプスブルク家において重要な大使であったといえる。

はじめに

神のお助けと、あなた様のご自身の務めを絶えず果たされた優れたご手腕によって、王妃様と王太子様、オルレアン公様の交換と解放が行われました。こうして、彼らが現在、私のもとにありますことを、同様に、カスティーリャ大元帥殿、ド・プラート殿、デ・バール殿、皇帝の親任官のお手元に、1.100.000エキュの金貨とユリの花[という名の宝石]、証書、[フランス]王の責任

において用意しなければならない全てのものが準備され、届けられましたことを、確かにお知らせいたします¹。(下線および〔 〕内は筆者加筆、以下同様)

これは、1530年7月1日にフランス大侍従アンヌ・ド・モンモランシーが、神聖ローマ皇帝カール5世の叔母で、ネーデルラント総督²のマルグリット・ドートリッシュに宛てた書簡の一部である。ここにある「王太子様とオルレアン公様」は、それぞれフランス王フランソワ1世の第一王子フランソワと第二王子アンリ(後のフランス王アンリ2世)を指している。1525年のパヴィアの戦いでフランソワ1世は皇帝軍の捕虜となり、スペインで拘束され、1526年にカール5世とフランソワ1世の間でマドリッド条約が締結された。フランソワ1世が条項実現のためにフランスへ戻り、代わって条項実現までこの二人の王子がスペインに人質として留まった。しかし、フランス王はフランスに戻った後に条約を破棄し、再びフランス王と皇帝の間で戦いが始まった。最終的に戦闘は皇帝側が優位になる中で、1529年にマルグリットとフランス王の母ルイーズ・ド・サヴォワが、それぞれ皇帝とフランス王の代理としてカンブレで交渉し、カンブレ平和条約が締結された。この条約は「貴婦人の和」*La Paix des Dames*という名でも知られている。翌年、この条約の大部分が実現されたとして、王子たちが解放された。冒頭の書簡はこの解放の喜びを伝えている。加えて、書簡に書かれてある「王妃」はカール5世の姉エレオノールであり、前述の二つの条約によってフランソワ1世との結婚が決められ、この時、フランスに入った。また、下線部の3人は、王子解放におけるカール5世の大使である。中でも、「ド・プラート殿」とあるプラート領主ルイ・ド・フランドルLouis de Frandre, seigneur de Praat (Praet)は、16世紀前半のハプスブルク家がヨーロッパに広大な領域を支配した時代に、各地に派遣され、とりわけ、イタリア戦争、宗教改革、オスマン帝国軍によるウィーン包囲、イングランド王の離婚問題などが生じていた1520年代に、ハプスブルク家の外交で活躍した。

16世紀前半のヨーロッパの君主の書簡集の中に、ルイ・ド・フランドルはあちこちで登場する³。また、ベルギーの人名辞典⁴や、カール5世の駐在大使や、ネーデルラントの貴族や行政におけるプロソポグラフィ研究の学術書⁵、さらに、エラスムスの同時代人に関する事典⁶にも彼に関する項目がある。こうした内容をもとに、様々な研究書でもルイ・ド・フランドルが登場するが、彼についてまとめた論文や研究書はほとんどない。

前述の1529年のカンブレ平和条約は、マドリッド条約が締結後に破棄されたことを踏まえて締結されたので、締結後に、フランス王に条約の内容を実現させることが重要であった。ド・ブムにより編集されたマルグリットと彼女の大使の書簡集から、条約締結後にネーデルラントからフランスに多くの使節が派遣されたことを確認することができる⁷。加えて、15-16世紀はマッティンリーのルネサンス外交の研究に代表されるように⁸、イタリアで始まった駐在大使の制度がヨーロッパに広がった時期とされ、駐在大使が注目されてきた⁹。カール5世の治世には、イングランドやフランスには多くの使節がネーデルラントから派遣されたとされる中¹⁰、ルーニッツは英仏への駐在大使について検討し、そうした大使の派遣に関してはブルゴーニュ公家の統治との連続性があることを指摘した¹¹。ド・フランドルについても、ルーニッツは1520年代のイングランドとフランスの長期の任務について駐在大使の任務として位置付けているが¹²、いずれもカンブレ平和条約締結以前の任務である。よって、カンブレ平

和条約締結後のフランスへの派遣はいわゆる「特別大使」¹³としての派遣としてとらえることができる。これまで、筆者はカンブレ平和条約実現のためにネーデルラントから派遣された使節を検討し、彼らが皇帝カール5世の代理として、また、ネーデルラントの代理や、マルグリット自身の代理としてなど多様な立場で条項の実現に関わり、彼らのネットワークを通して多くの条項が実現されたことを明らかにしてきた¹⁴。しかし、ルイ・ド・フランドルは、ネーデルラント出身であるが、直前まで任務を行っていたイタリアからフランスにやってくるまで、これまで論じてきたネーデルラント総督マルグリットのもとから派遣された使節とは状況が異なっている。

カンブレ平和条約締結後のフランスでの任務について、近年、近世ヨーロッパの高貴な女性の研究が活発化する中で、ルイ・ド・フランドルに関する言及が見られる。パルダノーは、フランス王妃エレオノールの未刊行史料を分析し、彼女がフランス王とスペイン側(皇帝側)の間で仲介役となったことを明らかにしたが、その史料の中でルイ・ド・フランドルが重要な役割を担っていたことが窺える¹⁵。また、近世の感情史の研究で有名なブルームホールが、マルグリットやルイーズとともに、彼女らの使節は、男性君主の感情を取り扱いながら平和を取り持ったことを明らかにする中、カンブレ平和条約締結に不満を持つド・フランドルの書簡の一部を取り上げている¹⁶。本論文では、彼の経歴や任務の全てを扱うことは不可能だが、第1章で彼の経歴をまとめ、第2章で外交の任務についてとりあげる。第3章ではカンブレ平和条約のために派遣されたフランスでの彼の動きを、駐在大使フィリップ・ド・ラレンなどの書簡を通じて他者の視点から検討し、第4章では王子解放に向けてのネットワークの中で彼の任務を検討し、ルイ・ド・フランドルの大使としての役割や能力について考察する。

第1章 ルイ・ド・フランドルの経歴

本論文で扱うプラート領主ルイ・ド・フランドル¹⁷は1488年11月25日、フランドルの都市ブルッヘで生まれた。ルイの父の家系はフランドル伯ルイ・ド・マール(1346-1384)の庶子に遡ることができ、母の家系はブルゴーニュ公フィリップ善良公の庶子に遡れる。プラート(Praat (Praet))¹⁸は現在のウデーレムOedelemにある地名¹⁹で、フランドル伯ルイ・ド・マールが庶子のルイ(1世)・ド・フランドルにプラートの領主権を与え、ここからフランドル家(de Flandre)が始まった。本論文で扱うルイ・ド・フランドルは5代目となり、ルイ4世・ド・フランドルとも表記される。一方、母イザベル・ド・ブルゴーニュは、ブルゴーニュ公フィリップ善良公の庶子コルネイユ・ド・ブルゴーニュの孫にあたる²⁰。この時期のネーデルラント支配の歴史と合わせて見ていくと、14世紀にルイ・ド・マールの一人娘とブルゴーニュ公フィリップ豪胆公が結婚し、ブルゴーニュ公はフランドル伯領を手に入れた。そして、1477年にブルゴーニュ公シャルル突進公の娘マリーがハプスブルク家のマクシミリアン(後の神聖ローマ皇帝マクシミリアン1世)と結婚することで、ハプスブルク家がフランドルを含むネーデルラントを継承することになる。そして、マリーとマクシミリアンの孫がカール5世である。よって、ブルゴーニュ公家の後継者としてネーデルラントを支配するカールとルイ・ド・フランドルは遠い親戚にあたる。

ルイ・ド・フランドルはカール5世の宮廷における最も教養ある貴族の一人とされ²¹、幼少期からヘントにおける共同生活兄弟会で学び、1501年2月8日にルーヴェン大学に入学した。1520-22年にブルッ

へに滞在していた時には人文主義者のジェラルド・バフシウスのもとでも学んでいる²²。多くの学者や作家と交流し、パトロンとなったことで有名で、例えば、大学でエラスムスと出会い、その後、ヘントで再会し、パトロンとして支援している²³。ちなみに、1522年にバフシウスがド・フランドルをエラスムスに推薦する書簡を書いた際には、彼の教養、能力、性格などを褒め称える中で、僅かな難点として、嫉妬深く、かなりの策士であることをあげている²⁴。さらに、彼はラテン語を使いこなすことができるわずかなカールの助言者の一人であった²⁵。1526年のスペインでの会議でカール5世がフランス語を話す中、イングランド大使はその意図をより明確に知るため、その場で唯一ラテン語を話せたルイ・ド・フランドルを頼った²⁶。ヴェネツィアの大使ガスパール・コンタリーニは彼を「良き人物」と判断し、彼がその君主に与える助言を通して、概して「良き道」をたどるとして評価している²⁷。ルイは、教養や政治的な判断力を通じて、外国人からも評価される存在であった。

彼の地元フランドルでのキャリアに関しては、1515年4月15日から1522年1月20日にかけてはヘントの大バイイ、1523年11月6日から1549年5月6日、ブルッヘとブルセ・フレイエのバイイとなっており、1533年にはスロイスの都市と大城塞の軍事長官となる²⁸。1520年から1522年頃までは、前述のようにフランドルで教養を深めたと考えられるが、それ以降はスペインでの任務や外交の任務も多かったことから、実際にどれほど現地でその役割を果たせたかは不明である²⁹。

続いて、ハプスブルク家に仕えるキャリアの始まりは、カール5世の父ブルゴーニュ公フィリップ端麗公の宮廷から始まるとされるが³⁰、明確には、カールがスペインに渡った1517年³¹以降、カールの諮問評議会のメンバーとなり、カールの頻繁な移動に同行し、助言者として重要な役割を果たし続けた³²。1527年からは、カールのカステイリャの国務会議³³の一員であった³⁴。1531年12月にトゥルネで開催された第20回金の羊毛騎士団の会合で団員に選ばれ、騎士団のネックレスが授与された³⁵。また、カール5世の宮廷役職としては寝室部の第二侍従*chambellan*の地位を得ている³⁶。その他、ヘルレ公に対する軍事遠征などで軍人としても活躍しており、1533年にはカール5世のチュニジアへの遠征に参加し、晩年になってもネーデルラントに侵攻するフランス王の軍隊を撃退させるために尽力した³⁷。

1531年にネーデルラント総督となったマリア³⁸が彼に絶大な信頼を寄せており、そばで仕えさせることを望んだが、カールは自身のそばにおくことを優先させた。1536年以降は、痛風などによる健康状態の悪化を受け、定住した生活を望んだことから、ネーデルラントでの活動が中心となる。1536年にネーデルラントで外交などを司る国事評議会の評定官に任命され、ただちにこの機関で最も影響力を持つ人物の一人となった³⁹。1540年には財務評議会の長官として任命され、1547年と1550年には、総督の不在時の代理としてネーデルラントを統治するため、国事評議会の限られたメンバーからなる委員会にも参加している⁴⁰。加えて、1544年10月7日、ホラントとゼーラントの総督として任命され、1546年に辞任したが、ブリュッセルでの膨大な業務のため、彼はほとんどその地域にはとどまらなかった⁴¹。このように皇帝や総督に気に入られ、重要な役割を与えられ続けた一方で、皇帝や総督に対する彼の影響力と、おそらく横柄で感情的な気質から、他の宮廷人との関係の中で幾分か対立が生じていたようで、1545年の金の羊毛騎士団の集会の際に、彼は「傲慢で、野心的で、粗暴で、狂信的で、信心深くなく、けちで、妻よりもほかの女性を知っている」と書かれたことはしばしば言及される⁴²。こうしたことから、教養や経験の豊富さから有能とされる一方、欲望に忠実で自己主張の強い性格が

難点とされていた様子が窺える。

1555年9月から、ルイ・ド・フランドルはブリュッセルでカール5世の退位式を準備するための評議会に参加していたが、10月7日に死去した⁴³。1517年10月13日にルイ・ド・フランドルは、いとこのヨシン・ド・プラートJosin de Praetと結婚し、1522年に息子ジャンが誕生したが、1545年12月10日に亡くなっている⁴⁴。よって、ルイの死後、彼の役職などを継承する子孫は見当たらない。

第2章 外交の任務—イングランド、フランス、ローマ—

続いて、ルイ・ド・フランドルの外交に関する任務を見ていきたい。ルーニッツは、1522年5月から1525年5月にかけて、イングランド王ヘンリ8世の宮廷に派遣された任務を、皇帝の駐在大使の役割を果たしたとしている⁴⁵。イングランドではウルジー枢機卿と折り合いが悪く⁴⁶、ルイ・ド・フランドルは辛抱強さに欠けていたとも評価される⁴⁷。また、1525年10月から1526年5月のフランスでの任務も駐在大使として位置付けられている⁴⁸。まさにこの時期はハプスブルクとフランスの関係が平和から戦争へ一転し、その他諸勢力との関係も複雑に絡み合い、外交上重大な時期であった。1525年2月のパヴィアの戦いでフランソワ1世が皇帝軍によって捕らえられ、8月中旬までにマドリードに到着した。こうした状況の中、同年10月にルイ・ド・フランドルは皇帝の大使としてフランスのリヨンに入り、摂政の役割を担っていた王母ルイーゼ・ド・サヴォワの宮廷に招かれた。マドリード条約締結後の1526年2月にフランス王がスペインからフランスへ入る際に立ち会っている。その後、フランス王は条約を無効とし、1526年5月、教皇クレメンス7世やイングランド王、イタリアの諸地域の勢力とコニャック同盟を結び、フランス王と皇帝と関係が決裂した。こうして、1526年7月の初めに、ルイ・ド・フランドルはフランスを去り、スペインに戻った⁴⁹。

その頃、イタリアではフランス王の身代金で傭兵に給与を支払う予定であった皇帝軍は、王のスペインへの送致により当てが外れ、ローマを目指すことになる。そうした中、教皇にフランス王とコニャック同盟を組まれ、給与未払いの傭兵が暴徒化しローマを劫掠する事件、いわゆる「ローマの劫掠」が1527年5月に起きた⁵⁰。この和解として1529年6月末にバルセロナ条約が皇帝と教皇の間で締結された。この条約の批准書の署名にド・フランドルの名を見つけることができる。この締結を受け、7月初めにルイ・ド・フランドルはスペインを出発しローマに向かった。ローマでアラゴン出身のミゲル・マイとともに皇帝の大使として任務を行った。ここでは、バルセロナ条約や、イタリア半島の和平や諸勢力の動向の把握のために対処するのに加えて、特にイングランド王ヘンリ8世とキャサリン・オブ・アラゴンの離婚問題の訴訟に関して情報収集していたことが、当時の書簡から読み取れる⁵¹。この離婚問題に関しては、ヘンリ8世がキャサリンとの結婚無効の許可を教皇に求めたが、カールが母方の叔母であるキャサリンを守るために反対の立場をとったため、教皇がなかなか許可をださず、ローマで審議されていた⁵²。イングランドでの経験から、ルイ・ド・フランドルはイングランドの状況にも詳しく、この問題にも適任であると考えられたのであろう。イングランド王のローマにいる使節の書簡の中にもしばしば彼の名が挙がっている。さらに、ポーロニャにおけるカール5世の戴冠式の実現も重要である。1530年2月24日に挙行されたこの戴冠式は神聖ローマ皇帝がイタリアで行った最後の戴冠式となるが、皇帝側の強い希望によりイタリア半島での戦争が完全に終結されていない

中で決定され、まだ「ローマの劫掠」の記憶も新しい中、現地の人々に歓迎されているとは言い難い状況下での挙行であった⁵³。1529年10月中にド・フランドルはボローニャで行われる皇帝の戴冠式の準備のために教皇らとともにローマから移動し、イタリアに到着していた皇帝と合流した。

こうした時期に、カールの弟で、ハンガリー・ボヘミア王のフェルディナント⁵⁴の大使マルティン・デ・サリナスはカールの宮廷に派遣され、ルイ・ド・フランドルを絶賛している。1529年7月のフェルディナントへの書簡では、「皇帝陛下の問題と同様に、〔ハンガリーの〕王様の問題について、十分に配慮してくれることは確かでございます」、「プラート殿は陛下のためにできる限りのことを行うだろうし、そのためのイタリアにおける利益についてもお考えになるでしょう」などと記している⁵⁵。同日に、デ・サリナスがある書記官に宛てた書簡でも、ルイ・ド・フランドルに関する不満は一切なく、何も恐れることなく彼ら兄弟(カールとフェルディナント)の共通の利益に関することはどんなことでも話せると書いており、信頼しきっている様子が窺える⁵⁶。

同年12月に、フランスにいる大使に代わって、ルイ・ド・フランドルがフランスへ派遣されることを受けて、デ・サリナスはフェルディナントに書簡で「もうじき開催される国会での皇帝側の委員〔の選出〕に関しまして、陛下がその一人にド・プラート殿をぜひとも願われ、皇帝と話しました。しかし、このことは実現されそうにはありません。というのも、手紙が到着した時には既にその外交官〔ド・プラート殿〕はフランス王子の解放やカンブレ条約の実現を見届けるために派遣されました」と書き送っている⁵⁷。ここにある国会とは1530年6月から11月にかけてのアウクスブルクの帝国議会を指し、帝国に広がるルター派への対応やオスマン帝国軍に対する防衛について議論するために開催された。カトリックを守る神聖ローマ皇帝の立場にあるカールや、オスマン帝国の脅威にさらされたオーストリアやハンガリーを統治するフェルディナントにとって重要なものであった。ちなみに、この議会の中で、ルター派により「アウクスブルクの信仰告白」が提示されている⁵⁸。ルイ・ド・フランドルは神聖ローマ帝国における諸問題に関しても任務を行うことが期待されていたが、カール5世はルイ・ド・フランドルがフランスでカンブレ平和条約に関する任務に従事することを優先した。

第3章 カンブレ平和条約の条項実現のための派遣

カンブレ平和条約⁵⁹はイタリア戦争(1494-1559年)における平和条約の一つであり、1529年8月5日にハプスブルク支配下ネーデルラントとフランス王国の境界地域の都市カンブレで締結された。その内容は、主に1526年締結のマドリッド条約の内容の再確認である。ナポリ王国やミラノ公国の継承権などイタリアに関する主張をフランス王が放棄すること、ネーデルラントにおけるフランドル伯領とアルトワ伯領の宗主権⁶⁰をフランス王が放棄すること、フランス王とエレオノールの結婚などが再確認された。大きな変更点は、マドリッド条約でカールが得るはずであったブルゴーニュ公領⁶¹に関してカールが諦めたことである。その代わりに、スペインにいるフランス王子の身代金として200万エキュがフランス王から皇帝へ支払われることになり、王子解放の場で身代金の一部⁶²や条項が達成されたことを示す証書などが交換されることになった。以上が主要な内容であるが、その他、イタリア半島の所領や諸勢力に関する個々の問題、マルグリットやネーデルラント貴族、フランスの貴族の所領の回復や権利の確認、双方の人質の解放、各地の主要な法的機関で条約を批准することなど、多く

の取り決めからなっている。こうした細かい条項を実現するため、フランス宮廷で中心的役割を担う大使のほか、身代金を確認する使節、獲得した所領に関して法的な手続きを行う使節、イングランドの問題に対応する使節など多くの使節がネーデルラントからフランスへ派遣された⁶³。マドリード条約のように約束が果たされないまま条約が破棄されることのないように、ハプスブルク側の使節や大使は、細かい条項も含め、王子解放の時までに可能な限り条項を実現させることが重要であった。

ルイ・ド・フランドルはカンブレ平和条約締結の知らせをローマで受けている。これに関して、カール5世の重臣ニコラ・ペルノ・ド・グランヴェルに8月末に宛てた書簡では、長く望まれてきた平和を重視する一方で、この平和条約の内容は「大変都合よく出来すぎているので、何か騙されているのではないかと疑ってしまう」と書かれており、これまでのフランスの裏切りを思い起こさせ、カンブレ平和条約に関する具体的懸念事項をあげている⁶⁴。この時点では、彼自身がフランスに行く予定はなかったが、この年の終わりに、皇帝の大使として派遣されていたシャルル・ド・プーベ・ド・ラ・ショーが、病気のために任務を遂行できなくなると、急遽、ルイ・ド・フランドルがその役割を引き継ぐことになった。カンブレ平和条約はイタリア半島の問題も扱っているものの、カンブレでの交渉の場でこの問題に精通している者が多くなかったため、イタリアに関する議論が会談を長引かせる要因にもなっていた⁶⁵。そのため、フランスに入る直前までイタリアで任務を行っていたド・ラ・ショーとド・フランドルが、イタリア半島をめぐる諸問題も扱うことができるとして、大使に選ばれたのであろう。

条約締結後の9月から10月にかけて駐在大使としてマルグリットの宮内侍従フィリップ・ド・ラレンが、特別大使としてギョーム・デ・パール⁶⁶とシャルル・ド・プーベ・ド・ラ・ショーがパリに到着し、平和条約の批准式などに参加した。ド・ラレンとデ・パールはネーデルラントから出発したが、プーベ・ド・ラ・ショーは直前の任務の関係上イタリアから到着した⁶⁷。彼はブルゴーニュ伯領出身で、ルイ・ド・フランドルと同様に、カールがネーデルラントにいる時期から仕え、カールがスペインに行く際に同行し、その後カールの政策全般について関わるようになった⁶⁸。大使の任務については、実務的な任務を行う法律の専門家と、儀礼の場や宮廷で威厳をもって君主の代理の役目を果たす貴族がペアで派遣される傾向にあった⁶⁹。この特別大使の役割においても、書記官デ・パールが証書の作成や署名など実務的なことを担当し、貴族であるド・ラ・ショーとルイ・ド・フランドルが会談や儀礼に関する重要な場でカール5世の代理としての役割を果たした。

前述のド・ブムの書簡集の付録に駐在大使フィリップ・ド・ラレンとその父ホーフストラテン伯アントワヌ・ド・ラレンの書簡が含まれている。ド・フランドルについて、フィリップ・ド・ラレンがフランス宮廷での様子を父アントワヌに報告しているので、そこからド・フランドルの役割を検討したい。1529年12月26日にフィリップが父に送った書簡には、病気となったド・ラ・ショーの代わりとして、ルイ・ド・フランドルがやってくると書いているが、「これに関して、私はこの宮廷で〔ド・フランドルが〕歓迎されないように思います。というのは、ある良き人が、〔フランス宮廷の〕彼らに彼は全く好かれていないということを教えてくれた」ということを報告している⁷⁰。ルイ・ド・フランドルはフランス宮廷での駐在大使としての任務の経験もあり、既に知られていたと思われるが、フランスでは好ましく思われていなかったようである。一方で、翌年1月の書簡では、王子解放の際に交換する金額について不満を述べるルイーズに対して、デ・パールとド・ラレンはこれからやって

くるルイ・ド・フランドルが全て対応するだろうと伝え⁷¹、こうした交渉は彼に任されていたようだ。

1530年2月の初めにフィリップ・ド・ラレンとデ・バルのもとに、ルイ・ド・フランドルが合流し、2月7日付のフィリップからアントワープへの長い書簡⁷²には、数日間のフランス宮廷の様子が詳しく書かれてある。ここでは主にルイ・ド・フランドルと皇帝のその他の大使を比較しながら、フランス側とのやり取りがどのように進んだかを示す部分を中心にみていく。まず、フィリップはフランス王の顧問会において、ド・ラ・ショーよりもルイ・ド・フランドルの方が上手く対応していると伝えている。2月3日に、王子解放の行われる場所に関する議論の末、フランスが主張するナルボンヌではなく、皇帝の希望するフエンテラビア(フランスとの境界のスペインの都市)で行うことが決定された。その日程については、ド・フランドルは本来の解放予定日の3月1日に行うべきと見せかけながらも、フランス側との駆け引きの結果、条約の内容を変更せずに、解放予定日を延期するという提案をフランス側から引き出した。そして、ド・フランドルはこれについて、皇帝に相談すると確認した。さらに、ド・フランドルが王子と同時に交換される身代金を金で受け取ることを皇帝が望んでいると主張する中で、フランス側が王子と交換するための資金を十分に準備できていないことを見破ったとしている。4日も、日程や交換する金について議論をしたが結論は出なかった。5日は、フランス王はルイ・ド・フランドルのみと長く話をして、最後に皇帝のためできる限りのことをしたいという素晴らしい言葉を述べ、解放の延期について話したとのことである。王がド・フランドルに話したことは、フランス大侍従によってデ・バルとド・ラレンにも伝えられた。その後、「ド・プラート殿と我々〔デ・バルとド・ラレン〕のもとに」フランス王がスペインやフランドルに関して会話をしにやって来て、皇帝がスペインからフランドルに行くときは、悪天候の海に行くより美しいフランスを通ればいいし、もし皇帝がフランドルに行くなら自身もそこで会いたいと話した。6日に、ルイズ・ド・サヴォワに呼ばれたが、初めにド・フランドルと話して、その後、デ・バルとド・ラレンが呼ばれた。この日に、王子解放の予定日を3月末にすることが決められ、フランス大侍従とともにルイ・ド・フランドルがフエンテラビアに近いフランス南部の都市バイヨンヌへ行くことになった。この書簡を見ると、ド・フランドルの到来により王子解放の具体的計画が立てられ、その中でフランス側の不十分な部分が明らかになったが、最終的にはフランス王と友好的な雑談をするなどして、円満に王子解放の計画をまとめたことが理解できる。また、ド・フランドルだけが、王や王母のもとに呼ばれるなど、他の皇帝側の大使よりも親密に扱われた様子が窺える。同年2月24日書簡では、フランス王が条約に従ってナポリ王国、ミラノ公国やジェノヴァ伯領などの称号に関する証書を返還し、誓いを立てることになっているが、王に代わってフランス大侍従が解放の場でそれを行い、そこにド・フランドルが立ち会うことが話されたと報告している⁷³。

この後、ルイ・ド・フランドルは、フランス側が解放の準備をするバイヨンヌや、フエンテラビアに向かったと思われる。結局、フランス側の資金不足などが原因で3月には解放が行われなかった。この時期のフランスにおける皇帝の大使の全体の動きとしては、フィリップ・ド・ラレンと、遅れてフランスに到着したもう一人の皇帝の駐在大使フランソワ・ボンヴァロはフランス宮廷とともにポルドーに向かった一方⁷⁴、ギョーム・デ・バルはルイ・ド・フランドルとともに任務を行うようになり⁷⁵、4月以降のド・ラレンらの書簡では、自身の書簡や送られた書簡の写しを「ド・プラート殿とデ・

バール殿」に送るようというマルグリットからの指示が多くなる⁷⁶。既に決められた内容であっても、フランス側が勝手に内容を変更した証書を作成することはよくあったため、離れた場所にいながらも情報を共有することは重要であった。

第4章 王子解放の実現

1529年2月21日にボローニャからカール5世がルイ・ド・フランドルにあてた書簡⁷⁷では、解放が延期されたことに理解を示しつつ、できるだけ早く行われなければいけないと述べている。加えて、王子解放の権限を与える正式なスペイン語の委任状はカスティール大元帥ペドロ・エルナンデス・デ・ベラスコのために既に作成したが、同様の内容の証書をラテン語でも新たに作成し、そこには大元帥とド・フランドルが協力して行うことを示したとしている。その他、イングランド王が保持する「ユリの花」という宝石に関する問題、フランス王がジェノヴァに派遣することになっているガレー船に関しての知らせ、「ローマの劫掠」で死去したブルボン公のフランス王国内の相続財産に関する問題、イングランド王の離婚問題で王妃キャサリンの有利になるようにパリの神学者が書いた書き物をド・フランドルが手に入れた努力に対しての労い、ミラノやナポリなどのフランス王による放棄やエレオノールの持参金に関する事などがこの書簡には記されている。ド・フランドルがイタリア半島やイングランドの問題も十分理解し、フランスで対処することを皇帝は期待した。また、前述のフィリップ・ド・ラレンによる2月24日書簡では、フランス王がイタリアで2万人のスイス兵を召集したことがわかり、カール5世の軍人オランジュ公フィリベール・ド・シャロンの宮内侍従がフランス宮廷を訪れ、ルイーズはその召集について否定するも、その侍従は望み通りルイ・ド・フランドルのもとに送られたことが記されてある⁷⁸。

冒頭の史料にも出てくるのだが、前述のカールによる書簡にある「ユリの花」は、イングランドの関わる問題であり、イングランドの動向も王子解放を妨げる一因となった。カンブレ平和条約で決められたフランス王子の身代金200万エキュのうち29万エキュは、ハプスブルク家がイングランド王家から借りていた借金をフランスが返済するという形で支払われることになっていた。1508年に貸付金と引替にイングランドに担保として渡していた「ユリの花」というブルゴーニュ公家の宝石の返還についてはフランス王の仲介でハプスブルク側に返されることになっていたが、条約締結後に、カンブレでの会談の際に十分に考慮されていない債務があったとイングランド王は主張し、「ユリの花」を返還することを渋っていた⁷⁹。この「ユリの花」に関するイングランドの動向に対して、ルイ・ド・フランドルは、イングランドにいる皇帝の駐在大使ウスタシュ・シャピュイに最大限注意するようにと警告している⁸⁰。フランスにおいて、こうしたイングランド側の金銭的な主張についてはルイ・ド・フランドルが担当し、「ユリの花」は王子解放の場にもたらされるものの、ハプスブルク家とイングランドの借金の問題に関して、王子解放後も対応が続いた⁸¹。

フランスの南部に移動してから、とりわけルイ・ド・フランドルはエレオノールの結婚に関して対応した。1530年3月29日のド・フランドルからブルゴーニュ伯領高等法院総裁ユグ・マルミへの書簡では、マドリッド条約においてエレオノールがハプスブルク側の相続権や所領を放棄したが、フランスでその証書の文言が勝手に変更されていることを知らせ、エレオノールに大事なことが伝えら

れないなど、フランスからエレオノールへの敬意がないと訴えている⁸²。1529年11月にマルミは、皇帝の書記官フィリップ・ヴルシーとともに、エレオノールとフランス王の結婚の準備を行うためにブリュッセルからスペインへ向かっており⁸³、この書簡はスペインで受け取っているはずである。また、エレオノールの書記官は「ドールの書記」などと表され⁸⁴、彼女の書簡を通して彼女やド・フランドルの間を行きしたり、ド・フランドルとともに行動したりしていることが理解できるが、この書記はマルミとともに派遣されていたフィリップ・ヴルシーと推測する。1531年2月1日にマルミとヴルシーはブリュッセルに戻り、1531年のネーデルラントの勘定簿におけるヴルシーの肩書を見ると、ブルゴーニュ伯領の「ドールの高等法院の法廷付きの書記」という役職が付けられている⁸⁵。ルイ・ド・フランドルはフランス側のエレオノールに対するフランスの動向を危惧し、使節らと協力して状況を見守っていた。

王子の解放が近づくにつれて、ド・フランドルはスペインにいるエレオノールの近くにいることが多くなり、王子解放の直前には、エレオノールとともにフランスに入るためフエンテラビア付近に待機していた。彼女はフランス王との結婚により、息子となるフランス王子のために、皇帝側とフランス側の仲介役として、その解放に向けて尽力した。1530年5月11日のエレオノールからフランス大侍従への書簡では、カスティーリャ大元帥とプラート領主(ルイ・ド・フランドル)の名が併記され、彼らのもとに彼女の書記官を送って解放を促していると伝えている。また、フランス大侍従とカスティーリャ大元帥の間で対立が生まれると、ルイ・ド・フランドルがエレオノールにそれを知らせるなど彼女とカスティーリャ大元帥の間の仲介者的役割を果たしている⁸⁶。フランス王にとって、カンブレ平和条約実現の決定的なモチベーションは、王子を取り戻したいという父親的感情であったとされる⁸⁷。具体的に王子を拘束してきたスペインはフランスにとって最も憎むべき敵である。こうした中で、マルグリットを中心とするネーデルラント側は、スペインにおける王子の待遇の改善などについてスペインやカール5世とフランスの取り持ち役も果たしてきた。よって、ド・フランドルはスペイン側の代表ともいえるカスティーリャ大元帥とは別の立場で、フランス側との交渉に望むことができたのであろう。

こうした時期に、マルグリットの書簡やフィリップ・ド・ラレンら使節の書簡では、書簡の複写などを送る宛先として、ルイ・ド・フランドルはギョーム・デ・パールと併記されているものが多い。その一方で、スペインにいたエレオノールの書簡ではカスティーリャ大元帥と併記されているものが多い。書簡や情報のネットワークを通して、まさにルイ・ド・フランドルは、王子解放に向けてのネーデルラントからの動向とスペインの動向を結びつける役割を果たした最も中心的な人物であったといえる。

最終的に王子解放は予定よりも4か月延期され、1530年7月1日に実施された。フエンテラビアにおいて、カスティーリャ大元帥、ルイ・ド・フランドルとギョーム・デ・パールはフランス王子、エレオノールを伴い、フランスとの境界を流れる川の真ん中まで進み、川の反対側からきたフランスの代表らに接近し、王子と冒頭で示したようなフランス側が皇帝に用意すべき証書や金などが交換された⁸⁸。そして、王子やエレオノールがフランスに入り、王子解放は達成されたのである。

この後、デ・パールとルイ・ド・フランドルはフランスへ入り、王らと謁見している⁸⁹。1530年7月

15日のフィリップ・ド・ラレンらのボルドーからの書簡⁹⁰では、エレオノールとフランソワ1世の結婚のための一連の儀礼が満足に執り行われたことを報告している。その中で、ルイ・ド・フランドルがエレオノールの相続権に関する問題に対応したことが読み取れる。カンブレ平和条約の主要な条項は現実のものとなったものも、継続して対応する内容も残されたため使節や大使はこうした問題に引き続き対応する必要があった。その後、ルイ・ド・フランドルは、エレオノールの宮廷の一員として、スペインからフランスにやってきたゼネット候女メンシア・デ・メンドーサが、結婚相手のナッサウ公ヘンドリックのためにネーデルラントまで行くのに同行したようだが、フランス王の宮内侍従ラ・アルジェリも彼女とルイ・ド・フランドルを監視するために同行し、ルイについて感じのよくない旅の同行者であり、この任務は気まずいものだったとしている⁹¹。

以後、ルイ・ド・フランドルの外交に関する任務は1530年代も続くことになる。1531年2月1日から5月22日までフランス王妃としてのエレオノールの戴冠式や入市式のためネーデルラントからフランスに派遣された⁹²。その後も、1533年と1538年は、スペインとネーデルラントの間を往復するなどしている⁹³。また、1534年にカール5世の姪であるデンマーク王女クリスティーヌがスフォルツァ公フランチェスコ2世と結婚する際に、ミラノまで同行した⁹⁴。

終わりに

ハプスブルク家にとって重大な局面を迎える1520年代において、ルイ・ド・フランドルは各場面で活躍することが期待され、最終的に、カンブレ平和条約の内容を実現するためフランスに派遣された。1529年のカンブレ平和条約締結から翌年の王子解放まで、解放の予定日が延期されるなど、条約の内容を具体的に実現するのは容易ではなかった。こうした中で、ルイ・ド・フランドルは王子解放を実現させた重要な立役者の一人であった。その着実で、冷静な任務の遂行能力により、ハプスブルク家の忠実で優秀な外交官である一方で、フランスにとっては迎えたくない外交官であったといえよう。

カンブレ平和条約など、この時期に関するカール5世の評価は、戦闘において皇帝側が有利であったにもかかわらず、神聖ローマ帝国、教皇、イタリア諸勢力、イングランドなどの状況を気にして、それほど利益を確保しなかった皇帝の甘さが指摘される⁹⁵。そうした中で、カール5世の大使としてのルイ・ド・フランドルの重要性は3つあげられる。一つ目は、皇帝の利益を守るため、鋭い洞察力で状況を判断しながら、着実に任務を遂行する外交交渉の手腕である。神聖ローマ皇帝やマルグリット、エレオノールはできるだけ早期の王子解放を求めている⁹⁶。そうした中でも、ルイ・ド・フランドルは、フランスによる不正や偽りを警戒し、的確に対処し、最終的に王子解放を達成した。2つ目は、ハプスブルク家が抱えるあらゆる問題に精通していたことである。出身地のネーデルラントはもちろん、カールに同行したスペイン、派遣されたイングランド、フランス、ローマなど、各地の状況を理解し、皇帝やその重臣からも各地の状況が伝えられ、ハプスブルクの君主やその大使らから信頼を得ていた。ハプスブルク全体の利益を考慮することができる人物であったといえる。3つ目は、王子解放のためのネットワークの要としての役割であり、フランスにおけるネーデルラントからの働きかけとスペインの動向を繋げる役目である。ギョーム・デ・パールやフィリップ・ド・ラレンなど、ネーデルラントから派遣された大使や使節は主にマルグリットからの指示で動き⁹⁷、最終的に重要な情報がルイ・ド・

フランドルに届けられた。一方、ルイ・ド・フランドルはエレオノールやカスティーリャ大元帥などスペインで王子解放を準備する者とも任務を行っており、ネーデルラントとスペインの双方の協力体制を築く上で重要な役割を担っていたと考えられる。このようにハプスブルクの外交に欠かせない人物であったルイ・ド・フランドルであるが、彼自身が具体的にどのような外交活動をしていたのかを分析し、16世紀のヨーロッパの外交の中で論じていくのは今後の課題としたい。

Summary

Diplomatic Roles and Competence of Louis of Flanders, an Ambassador of Charles V, the Holy Roman Emperor: Missions for the Execution of the Peace Treaty of Cambrai

Nana Kaku

Louis of Flanders, lord of Praet (Praet), was an important diplomat of Charles V, the Holy Roman Emperor, and was sent to various places in the 1520s when European rulers faced critical events, such as the Italian Wars, Protestant Reformations and battles against the Ottoman Empire. This article discusses his diplomatic roles and competence as an imperial ambassador, focusing on his missions for the execution of the Peace Treaty of the Cambrai (1529), by analyzing the letters of other ambassadors and by investigating his networks through the Low Countries, France, and Spain. He could soundly negotiate with the king of France and his advisers, judging the situations with his keen insight. Moreover, he understood all the circumstances of the Habsburgs, including the Low Countries, Spain, the Holy Roman Empire and Italian peninsula, and gained trust of the members of the Habsburgs and their ambassadors. In the end, cooperating with the envoys from the Low Countries and with the Spanish side, he achieved the release of the French princes, a main goal of the execution of the treaty.

注

- ¹ 1530年7月1日サン＝ジャン・ド・リュズ、アンヌ・ド・モンモランシーからマルグリット・ドートリッシュへの書簡、A. Le Glay, *Négociations Diplomatiques entre la France et l'Autriche durant les Trente Premières Années du X^e Siècle*, vol. 2, Paris, 1845, pp. 741-743.
- ² 本論文で表記する「ネーデルラント」とは低地地方とも表記され、おおよそ現在のベネルクスからフランス北部(ノール県やパ＝ド＝カレー県の辺り)を含んでいる。ネーデルラント総督とは君主不在時にネーデルラントを統治する最大の代理であり、この時期のネーデルラントの君主はカール5世である。
- ³ Cf. Le Glay, *op. cit.*; K. Lanz, *Correspondenz des Kaisers Karl V. Aus dem Königlichen Archiv und der Bibliothéque de Bourgogne zu Brüssel*, Leipzig 1844, vol. 1 (rpt. Universänderter Nachdruck, 1966); P. De Gayangos (ed.), *Calendar of Letters Despatches and State Papers, Relating to the Negotiations between England and Spain, Preserved in the Archives at Simancas and Elsewhere (=Calendar of State Papers, Spain)*, vols. 3-4, London, 1873-82; J. S. Brewer (ed.), *Letters and Papers, Foreign and Domestic, Henry VIII (=Letters and Papers, Foreign and Domestic, Henry VIII)*, Vol. 4, London, 1875.
- ⁴ D. Coenen, “de Flandre(s) ou de Praet, Louis (IV)”, in: *Nouvelle Biographie Nationale*, vol. 10, Bruxelles, 2010, pp. 112-117; E. De Borchgrave, “FLANDRE (Louis DE)” in: *Biographie nationale*, vol. 7, Bruxelles 1880-1885, pp. 82-96.
- ⁵ M. Lunitz, *Diplomatie und Diplomaten im 16. Jahrhundert : Studien zu den Ständigen Gesandten Kaiser Karls V. In Frankreich*, Konstanz, 1988, pp. 227-229; M. Baelde, *De Collaterale Raden onder Karel V en Filips II (1531-1578) : Bijdrage tot de Geschiedenis van de Centrale Instellingen in de Zestiende Eeuw*, Bruxelles, 1965, pp. 327-328; H. Cools, *Mannen met Macht: Edellieden en de Moderne Staat in de Bourgondisch- Habsburgse Landen (1475-1530)*, Zutphen, 2001, p. 301.
- ⁶ P. G. Bietenholz, “Louis of Flanders, lord of Praet”, in: *Contemporaries of Erasmus: A Biographical Register of the Renaissance and Reformation*, vol. 3, Toronto, 1986, pp.41-42 (rpt. University of Toronto press, 2003).
- ⁷ G. De Boom, *Correspondance de Marguerite d'Autriche et de ses Ambassadeurs à la Cour de France concernant l'Exécution du Traité de Cambrai, 1529-1530*, Bruxelles, 1935. (以下、*Correspondance de Marguerite d'Autriche et de ses Ambassadeurs*)
- ⁸ G. Mattingly, *Renaissance Diplomacy*, London, 1955.
- ⁹ カール5世のイングランドへの駐在大使に関しては以下のものがある。高梨久美子『駐英大使の見たヘンリ八世時代—神聖ローマ皇帝大使シャピユイの書簡を中心に—』刀水書房、2019年。
- ¹⁰ K. Brandi, *Kaiser Karl V: Werden und Schicksal einer Persönlichkeit und eines Weltreiches*, München, 1937, p. 331; Mattingly, *op. cit.*, pp. 160-163; M. A. Ochoa Brun, *Historia de la Diplomacia Española: Repertorio Diplomático Listas Cronológicas de Representantes Desde la Edad Media hasta el año 2000, Apéndice 1*, Madrid, 2002; A. Kohler, *Karl V: 1500-1558: Eine Biographie*, München, 2001, pp. 136-139; W. P. Blockmans, *Emperor Charles V: 1500-1558*, tr. I. Van den Hoven-Vardon, London, 2002, p. 134.
- ¹¹ Lunitz, *op. cit.*
- ¹² *Ibid.*, pp. 227-229, 248.
- ¹³ 特別大使は、特定の任務のために派遣される大使のことを指し、伝統的な大使である。当時のネーデルラントの行政文書において「特別」という言葉が史料に必ず現れるわけではないが、研究上、情報収集などを目的に長期的に滞在した「駐在大使」と区別する文脈で、しばしば「特別大使」と呼ばれる。同様に、駐在大使に関しても、「大使を駐在させるため pour y resider ambassadeur」といった言葉などで表される場合もあるが、この時期に駐在(常設)大使というタイトルが明確にあったわけでもない。

- ¹⁴ 加来奈奈「16世紀前半ネーデルラントの統一と渉外活動—1529年カンブレ平和条約履行におけるネーデルラント使節ジャン・ド・ル・ソーの機能」、岩本和子・石部尚登(編)『ベルギーとは何か?—アイデンティティの多層性—』松籟社、2013年、229-247ページ; 同「16世紀前半ハプスブルク支配下ネーデルラントから派遣される大使に関する考察: 書記官ギョーム・デ・パールの経歴と任務」『金沢学院大学紀要』第15号、2017年、157-168ページ; N. Kaku, "Les ambassadeurs des Anciens Pays-Bas et l'exécution de la paix des Dames" in: J. Dumont et al (eds.), *La paix des Dames. 1529*, Tours, 2021, pp. 135-146.
- ¹⁵ C. Pardanaud, "Plaider, convaincre, entrer en scène: Éléonore d'Autriche et la libération des enfants de France, d'après sa correspondance inédite", *Seizième Siècle*, no. 4, 2008, pp. 195-216.
- ¹⁶ S. Broomhall, "Les émotions genrées dans le cadre de la ratification du traité de Cambrai", in: J. Dumont, *op. cit.*, pp. 203-218.
- ¹⁷ ルイ・ド・フランドルの名前の表記に関して、本来なら、現地の言語に合わせて、オランダ語表記で、ローデウエイク・ヴァン・フラーンデレンLodewijk van Vlaanderenとすべきだが、日本では伝統的に中世のフランドル伯はフランス語で表記されてきた。そのため、本論文ではフランス語表記のルイ・ド・フランドルLouis de Flandreを使用する。
- ¹⁸ 現在のオランダ語の綴りとしては「Praet」だが、当時の史料には「Praet」と出てくる。史料や先行研究などではルイ・ド・プラートLouis de Praetと表記されることも多い。
- ¹⁹ Oedelemはフランドルの都市ブルッヘ近郊に位置する。フランドル家とPraetの所領の関係は以下を参照: F. Buylaert, *Repertorium van de Vlaamse adel (ca. 1350-ca. 1500)*, Gent, 2011, p. 740.
- ²⁰ Coenen, *op. cit.*, p. 112.
- ²¹ *Ibid.*, pp. 112-113.
- ²² Lunitz, *op. cit.*, p. 228.
- ²³ Bietenholz, *op. cit.*, p. 41.
- ²⁴ 1522年5月27日ブリュッヘ、ジェラルド・バフシウスからエラスムスへの書簡、*Collected Works of Erasmus*, vol. 9 (The Correspondence of Erasmus, Letters 1252 to 1355, 1522 to 1523), Toronto, 1989, pp. 96-99.
- ²⁵ Lunitz, *op. cit.*, p. 228.
- ²⁶ J. G. Russell, *Diplomats at Work: Three Renaissance Studies*, Stroud, 1992. p. 22; 1526年9月7日グラナダ、リーからヘンリ8世への書簡、*Letters and Papers, Foreign and Domestic, Henry VIII*, vol. 4, pp. 1093-1111. British History Online <http://www.british-history.ac.uk/letters-papers-hen8/vol4/pp1093-1111> [accessed 11 September 2023].
- ²⁷ Coenen, *op. cit.*, p. 113.
- ²⁸ *Ibid.*
- ²⁹ フランドルの地元の文書には“Lodewijc van Vlaenderen”といった名をいくつか確認できる。Buylaert, *op. cit.*, pp. 745-747.
- ³⁰ Coenen, *op. cit.*, p. 113.
- ³¹ 1516年のアラゴン王フェルナンドの死により、1517年にカール5世は生まれ育ったネーデルラントを離れ、スペインへ向かった。
- ³² Cools, *op. cit.*, p. 301.
- ³³ 1520年代、カールの大法官メルクリノ・ディ・ガッティナラ(1465-1530)が、スペインにおいて、カール5世に関わる問題全体を統括する顧問会として開催し、当初はネーデルラントの宮廷から連れてきたメンバーが多く、ブルゴーニュでの評議会が起源とされるが、次第にカスティーリャ出身者が占めるようになり、スペインの統治機関の一部となった。Blockmans, *op. cit.*, pp. 117; 宮崎和夫「第七章 スペイン帝国隆盛の時代」、関哲行ほか(編)『スペイン史1—古代～近世—』山川出版社、2008年、291ページ。
- ³⁴ Coenen, *op. cit.*, p. 113.
- ³⁵ *Ibid.*, pp. 116-117; Cools, *op. cit.*, p. 301.

- ³⁶ Coenen, *op. cit.*, p. 113.
- ³⁷ *Ibid.*, p. 115.
- ³⁸ 1530年12月にマルグリットが死去し、1531年にカールの妹マリアがネーデルラント総督に任命された。
- ³⁹ Coenen, *op. cit.*, pp. 113-114.
- ⁴⁰ Cools, *op. cit.*, p. 301.
- ⁴¹ *Ibid.*
- ⁴² Bietenholz, *op. cit.*, p. 41.
- ⁴³ Coenen, *op. cit.*, pp. 115-116.
- ⁴⁴ *Ibid.*, p. 116.
- ⁴⁵ Lunitz, *op. cit.*, p. 248
- ⁴⁶ Coenen, *op. cit.*, p. 114; 'Introduction', in *Calendar of State Papers, Spain*, vol. 3, part 1, pp. i-xxxv. British History Online <http://www.british-history.ac.uk/cal-state-papers/spain/vol3/no1/i-xxxv> [accessed 9 September 2023].
- ⁴⁷ 高梨、前掲書、77ページ。
- ⁴⁸ Lunitz, *op. cit.*, pp. 227-229.
- ⁴⁹ Coenen, *op. cit.*, pp. 114-115.
- ⁵⁰ 瀬原義生『皇帝カール5世とその時代』文理閣、2013年、182-183ページ；山辺規子「中世後期の教皇と教皇領」、齊藤寛海(編)『イタリア史2—中世・近世—』、山川出版社、2021年、346-348ページ。
- ⁵¹ この時期のルイ・ド・フランドルの動向については、以下の書簡集の1529年6月から1529年12月の書簡を参照。*Calendar of State Papers, Spain*, vol. 4, part 1, British History Online <http://www.british-history.ac.uk/cal-state-papers/spain/vol4/no1> [accessed 9 September 2023]; *Letters and Papers, Foreign and Domestic, Henry VIII*, vol. 4, British History Online <http://www.british-history.ac.uk/letters-papers-hen8/vol4> [accessed 9 September 2023].
- ⁵² 高梨、前掲書、73-76ページ。
- ⁵³ 山辺規子「図像にみる1530年ボローニャにおける皇帝カール5世の戴冠式パレード」『日伊文化研究』第54号、2016年、23-35ページ。
- ⁵⁴ 後の神聖ローマ皇帝フェルディナント1世。当時、カール5世不在時の神聖ローマ皇帝の代理としての役割を果たし、オーストリア大公としてオーストリアも支配していた。
- ⁵⁵ 1529年7月8日バルセロナ、マルティン・デ・サリナスからフェルディナントへの書簡 *Calendar of State Papers, Spain*, vol. 4, part 1, pp. 116-126. British History Online <http://www.british-history.ac.uk/cal-state-papers/spain/vol4/no1/pp116-126> [accessed 9 September 2023].
- ⁵⁶ 1529年7月8日バルセロナ、マルティン・デ・サリナスから書記官クリストバル・デ・カステイジェーホへの書簡、*Calendar of State Papers, Spain*, vol. 4, part 1, pp. 116-126. British History Online <http://www.british-history.ac.uk/cal-state-papers/spain/vol4/no1/pp116-126> [accessed 9 September 2023].
- ⁵⁷ 1529年12月29日ボローニャ、マルティン・デ・サリナスからフェルディナントへの書簡、*Calendar of State Papers, Spain*, vol. 4, part 1, pp. 374-395. British History Online <http://www.british-history.ac.uk/cal-state-papers/spain/vol4/no1/pp374-395> [accessed 9 September 2023].
- ⁵⁸ 成瀬治ほか(編)『ドイツ史 1-先史～1648-』山川出版社、461ページ。
- ⁵⁹ カンブレ平和条約の条文については以下を参照。J. Du Mont, *Corps Universel Diplomatique du Droit des Gens*, vol. 4, part 2, Amsterdam and Den Haag, 1726, pp. 7-17.
- ⁶⁰ ブルゴーニュ公やハプスブルクの君主がフランドル伯やアルトワ伯として、伯領を実質的に統治し、ネーデルラントの集権化政策を進める一方で、フランス王は宗主権を保持したため、その所領の最高裁判権などをめぐって対立が続いていた。フランドル伯領とアルトワ伯領の宗主権をフランス王が放棄することで、ハプスブルク支配下のネーデルラント全体が神聖ローマ帝国に入った。これについては、以下を参照。加来奈奈「ブルゴーニュ・ハプスブルク期のネーデルラント貴族一フ

- ランスとの境界領域をめぐる問題とハプスブルクの平和条約での役割一」、藤井美男(編)『ブルゴーニュ国家の形成と変容—権力・制度・文化—』九州大学出版会、2016年、116 - 120ページ。
- ⁶¹ ブルゴーニュ公領は、ブルゴーニュ公の名前の由来となった所領である。1477年にブルゴーニュ公領はフランス王国に併合された。ブルゴーニュ公の後継者としてネーデルラントを継承したカールはこのブルゴーニュ公領を取り戻したいという思いが強かった。M. J. Rodríguez-Salgado, "Obeying the Ten Commandments: The First War between Charles and Francis I, 1520-1529", in: W. Blockmans and N. Mout (eds.), *The World of Emperor Charles V*, Amsterdam, 2004. pp. 31-32.
- ⁶² 200万エキュのうち、120万エキュが王子解放の場で交換され、29万エキュはそれまでにハプスブルク家がイングランド王から借りていた借金をフランス王がイングランド王に返済することで支払われる。残りの51万エキュは、フランスの臣民がネーデルラントに持っている所領の年金として皇帝側に支払われることになっている。加来(2013)、前掲論文、235ページ。
- ⁶³ Kaku, *op. cit.*
- ⁶⁴ 1529年8月31日ローマ、ルイ・ド・フランドルからニコラ・ペルノへの書簡、Le Glay, *op. cit.*, pp. 693-697.
- ⁶⁵ Russel, *op. cit.*, pp. 121-129.
- ⁶⁶ ギョーム・デ・パールはブルゴーニュ伯領出身で、マルグリットの書記官である。カール5世のネーデルラントにおける印璽監査書記官でもあるが、実質的にマルグリットのもとで仕えた。加来(2017)、前掲論文。
- ⁶⁷ 加来奈奈「ブルゴーニュ・ハプスブルク期のネーデルラント使節—「カンブレの和」実現に向けての活動を中心に—」『寧楽史苑』第53号、2008年、23ページ。
- ⁶⁸ Cools, *op. cit.*, pp. 281-282.
- ⁶⁹ E. Pibiri, "Négociier pour pacifier: Ambassadeurs et médiateurs au cour de la guerre de Cent Ans" in: Dumont, *op. cit.*, p. 150.
- ⁷⁰ 1529年12月26日トロア、フィリップ・ド・ラレンからアントワーヌ・ド・ラレンへの書簡、*Correspondance de Marguerite d'Autriche et de ses Ambassadeurs*, p. 201.
- ⁷¹ 1530年1月23日デイジョン、フィリップ・ド・ラレンからアントワーヌ・ド・ラレンへの書簡、*Correspondance de Marguerite d'Autriche et de ses Ambassadeurs*, pp. 207-208.
- ⁷² 1530年2月7日ムーラン、フィリップ・ド・ラレンからアントワーヌ・ド・ラレンへの書簡、*Correspondance de Marguerite d'Autriche et de ses Ambassadeurs*, pp. 210-215.
- ⁷³ 1530年2月24日ムーラン、フィリップ・ド・ラレンからアントワーヌ・ド・ラレンへの書簡、*Correspondance de Marguerite d'Autriche et de ses Ambassadeurs*, pp. 215-222.
- ⁷⁴ 1530年3月頃から、フィリップ・ド・ラレンは、新たに皇帝の駐在大使として派遣されたフランソワ・ボンヴァロとともに、フランス宮廷で仕えた。加来(2008)、前掲論文、25-28ページ。
- ⁷⁵ 加来(2017)、前掲論文、161 - 163ページ; フランス・ノール県文書館Archives Départementales du Nord (以下、ADN), Série "B": Chambres des Comptes (以下、B)2357, fol. 247-248.
- ⁷⁶ 加来(2008)、前掲論文、25 - 28ページ; *Correspondance de Marguerite d'Autriche et de ses Ambassadeurs*, passim.
- ⁷⁷ 1530年2月21日ボローニャ、カール5世からルイ・ド・フランドルへの書簡、*Calendar of State Papers, Spain*, vol. 4, part 1, pp. 458-472. British History Online <http://www.british-history.ac.uk/cal-state-papers/spain/vol4/no1/pp458-472> [accessed 9 September 2023].
- ⁷⁸ 1530年2月24日ムーラン、フィリップ・ド・ラレンからアントワーヌ・ド・ラレンへの書簡、*Correspondance de Marguerite d'Autriche et de ses Ambassadeurs*, pp. 215-222.
- ⁷⁹ R. Knecht, *Francis I*, Cambridge, 1982, pp. 221-222.
- ⁸⁰ 1530年2月22日ロンドン、シャピユイからカール5世への書簡、*Calendar of State Papers, Spain*, vol. 4, part 1, pp. 458-472. British History Online <http://www.british-history.ac.uk/cal-state-papers/spain/vol4/no1/pp458-472> [accessed 23 November 2023].

- ⁸¹ Cf. *Correspondance de Marguerite d'Autriche et de ses Ambassadeurs*, pp. 70-71, 170-172; V.-L. Bourrilly, *Guillaume du Bellay, Seigneur de Langey*, Paris, 1905, p. 91, n. 1.
- ⁸² 1530年3月29日フエンテラビア、ルイ・ド・フランドルからユーグ・ド・マルミへの書簡、*Calendar of State Papers, Spain*, vol. 4, part 1, pp. 472-491. British History Online <http://www.british-history.ac.uk/cal-state-papers/spain/vol4/no1/pp472-491> [accessed 9 September 2023].
- ⁸³ ADN, B2351, fol. 371-372.
- ⁸⁴ Pardanaud, *op. cit.*, p. 206.
- ⁸⁵ ADN, B2363, fol. 207-208.
- ⁸⁶ Pardanaud, *op. cit.*
- ⁸⁷ Broomhall, *op.cit.*, p. 214.
- ⁸⁸ G. De Boom, *Archiduchesse Eléonore d'Autriche (1498-1558) Reine de Portugal et de France, soeur de Charles Quint*, Bruxelles, 2003 (初版1943年), pp.76-78.
- ⁸⁹ 1530年8月12日メヘレン、マルグリットからカール5世への書簡、Lanz, *op. cit.*, p. 401.
- ⁹⁰ 1530年7月15日ボルドー、フィリップ・ド・ラレンとフランソワ・ボンヴァロからマルグリットへの書簡、*Correspondance de Marguerite d'Autriche et de ses Ambassadeurs*, pp. 122-128.
- ⁹¹ D. Potter, *War and Government in the French Provinces: Picardy 1470-1560*, Cambridge, 1993, p. 144.
- ⁹² ADN, B2363, fol. 264.
- ⁹³ Cools, *op. cit.*, p. 301.
- ⁹⁴ Coenen, *op. cit.*, p. 115.
- ⁹⁵ Rodríguez-Salgado, *op. cit.*, pp. 60-67.
- ⁹⁶ 加来(2016)、前掲論文、107-144ページ。
- ⁹⁷ Kaku, *op. cit.*

[付記]

本論文はJSPS科研費23H00584の助成による研究成果の一部である。